

労働組合法 (改訂版)

第1編 総則

第1条 (改正) 目的

この労働組合法は、労働組合の役割、権利と義務の実施が高い効果を上げること保証するために、その組織、活動、管理並びに組合業務に対する検査に関する原則、規定並びに処置を定めるものであり、同法は、労働力の結集をターゲットにし、労働組合職員、肉体労働者、及びその他の労働者の権利と利益を保護し、国防と国家建設という使命に貢献する。

第2条 (改正) ラオス労働組合

ラオス労働組合は、政治制度の中における人民民主主義体制にあり、ラオス人民革命党がその中心リーダーであり、労働組合員、肉体労働者¹と他の労働者の正当な権利と利益の代理となる。

第3条 (改正) 用語の説明

この労働法の中で使われている用語の意味は、以下の通りである。

- ພະນັກງານກຳມະບານອາຊີບ** (専従組合職員) は、ラオス労働組合組織メカニズムの中で常任としてその義務となっている業務を実施するために選ばれた、あるいは任命された、あるいは委譲された個人を意味する。
- ພະນັກງານກຳມະບານເຄື່ອງຊີບ** (非専従組合職員) とは、他の何か1つの行政職あるいは専門職と半兼任で、ラオス労働組合組織メカニズムの中で非常任としてその義務となっている業務を実施するために選ばれた、あるいは任命された、あるいはその職務を委譲された、個人を意味する。

3. **ກຳມະບານຮາກຖານ** (基礎的労働組合) とは、基礎レベル組織の労働組合組織で、労働単位の労働組合員が100人未満の組織を意味する。

4. **ສະຖາບັນການສຶກສາໃຫຍ່, ໂຮງງານໃຫຍ່, ກຸ່ມບໍລິສັດໃຫຍ່** (大きな教育機関、大工場、大きな企業グループ) とは、組織、労働単位の組合員が100人以上の組織を意味する。

5. **ຜູ້ອອກແຮງງານອື່ນ** (その他の労働者) とは、職員-公務員、学生、知識人、農民、職人、サービス業従事者並びにフリーランサーなどの労働者、頭脳労働者を意味する。制度内労働者と制度外労働者が含まれる。

6. **ຜູ້ອອກແຮງງານໃນລະບົບ** (制度内労働者) とは、労働者で、法律に沿って登録された労働組織内で働く労働者を意味する。

7. **ຜູ້ແຕກແຮງງານນອກລະບົບ** (制度外労働者) とは、フリーランスの労働者あるいはフリーランスの職業従事者を含む労働者で、法律に沿って登録された労働組織外で働く労働者を意味する。

8. **ຫົວໜ່ວຍແຮງງານ** (労働単位) とは、法律に沿って登録された各社会-経済部門の、生産単位、ビジネス単位あるいはサービス単位を意味する。

9. **ກຸ່ມການຜະລິດ** (生産グループ) とは、職業分類に沿ったグループ組織、サハコーン¹あるいは生産組合で、例えば工業グループ、民芸品職人グループ、農民グループあるいは他の職業グループのようなものがある。

10. **ພະຍາດອາຊີບ** (職業病) とは、労働から生じる各種の病気を意味する。

11. **ຫຼັກການສາມຝ່າຍ** (3者原則) とは、3者委員会による労働問題解決のための諮問機関で、政府代表機関、労働力を使用する側の代表機関と労働者代表機関がその中に含まれている。

¹ サハコーンは社会主義計画経済が盛んであったころ農業部門などで作られた協同組合です。現在は、この組合もなくなり、この言葉自体もほとんど使われていない。

労働組合法

12. ອົງການຕາງໜ້າລັດຖະບານ（政府代表機関）とは、委譲された政府組織であり、労働社会福祉省、県労働社会福祉課、首都ビエンチャン労働社会福祉課、郡労働社会福祉事務所、特別区（テーサバーン）労働社会福祉事務所、特別市（ナコーン）労働社会福祉事務所並びに村レベルの労働社会福祉業務ユニットを意味する。

13. ອົງການຕາງໜ້າຜູ້ໃຊ້ແຮງງານ（労働力を使用する側の代表機関）とは、委譲された組織で、国家商工会議所、県商工会議所、首都商工会議所を意味する。

14. 労働者代表機関とは、ラオス労働組合連合会中央、省労働組合、労働組合機構、県労働組合、首都ビエンチャン労働組合、郡労働組合、特別区（テーサバーン）労働組合、特別市（ナコーン）労働組合と基礎的労働組合を意味する。

第4条（改正）労働組合業務に関する政策

政府は、ラオス労働組合連合会を政府の代表として、肉体労働者と他の労働者の正当な権利と利益を保護する。

政府は、党組織、政府組織、建国戦線組織、各レベルの大衆組織、政府部門と民間部門の労働単位と外国からの投資部門の労働組織が労働組合活動を組織し、またその活動ができるように、前述した機関に適切に予算や人材を供給し便宜を図ることによって、これを促進して支援する。

第5条（改正）労働組合業務に関する原則

労働組合業務は、以下の原則に沿って実施すること。

1. 憲法、法律並びにラオス労働組合の規定を遵守し、実施すること。
2. ラオス人民革命党の指導の下での民主集中制
3. 意識を持って自発的に労働組合員になり、労働組合業務の活動をする。
4. 3者原則の実行とラオス建国戦線、大衆組織機関などの関係政府機関との合同実施を行う。
5. ラオス人民民主共和国が加盟している条約と国際協定を実行する。

第6条（新）法律の施行範囲

この労働組合法は党組織、政府組織、ラオス建国戦線、大衆組織機関の中にある労働組合員、職員-公務員、学生-インテリ、並びにラオス人民民主共和国内の労働単位の制度内と労働単位の制度外にいる肉体労働者とその他の労働者に対して施行される。

国防と治安維持における労働組合の組織と労働組合業務活動は、別の規約中に定められている。

第7条（改定）海外協力

政府は労働組合業務において、知識経験とニュース情報の交換、研修、人材育成とラオス人民民主共和国が加盟している条約や国際協定の実施により、外国、地域並びに海外との関係協力を支援する。

第II編

ラオス労働組合の組織

第1章

ラオス労働組合連合会

第8条（改正）ラオス労働組合連合会

ラオス労働組合連合は、ラオス労働組合の組織システムで、労働者階級とラオス人労働者の政治-社会組織でありラオス人民革命党により建設され、指導を受け教育研修を受けている。

第9条（改正）ラオス労働組合連合会の組織と活動

ラオス労働組合連合会は、党組織、政府組織、建国戦線、大衆組織機関並びに労働単位の中に属し、同じレベルにおいては、党組織、政府組織、建国戦線、他の大衆組織機関と同等になる。

ラオス労働組合連合会は、選挙によって選ばれた機関である。労働組合連合会の運営委員会は総会代表の直接選挙により選ばれ、そして、自分の属しているレベルの党委員会の直接指導の下に、総合的な活動を行う。

ラオス労働組合連合会は、労働組合員、肉体労働者と他の労働者の権利と利益を守る以下のような活動業務を行う。保健サービス、民主集中制の原則に沿って実施、集団グループでの活動、個人が責任を取る。下層部は上層部に従って実施を行う。個人は組織とラオス労働組合連合会全体に従って実施を行う。会議の決議に沿って実施を行う。

第10条（改正）ラオス労働組合連合会の役割

ラオス労働組合連合会は、以下の役割を持つ。

1. 宣伝広報、教育研修、動員、組合員、肉体労働者と他の労働者の団結の絆を作る。政治に対して意識を持つ、自分の権利、義務と利益を知り、科学的なテクノロジー知識と能力を持つ。心に文明を持ち、そして労働に際しては規律を持つ。
2. 組合員、肉体労働者と他の労働者の権利を守り、そして、正当な利益を守る代表となる。
3. 各レベルでの政府機関と労働組織の政府管理と経済管理、社会-文化の追跡調査と検査
4. 国会、県議会と国会県議会議員の活動についての追跡調査と検査に参加する。

第2章

ラオス労働組合連合会の組織実施システム

第11条（改正）ラオス労働組合連合会の組織実施システム

ラオス労働組合連合会の組織実施システムは、以下のレベルによっている。

1. ラオス労働組合連合会中央本部
2. 省労働組合連合会、組織労働組合連合会、県労働組合連合会、首都ビエンチャン労働組合連合会
3. 郡労働組合連合会、特別区（テーサバーン）労働組合連合会、特別市（ナコーン）労働組合連合会、大型教育機関労働組合連合会、大型工場労働組合連合会、大企業グループ労働組合連合会
4. 基礎的な労働組合

第 12 条（改正）ラオス労働組合連合会中央の権利と義務

ラオス労働組合連合会中央は、以下の権利と義務を有する。

1. 方針、政策と全国労働組合代表総会の議決を調査研究し、短期・中期・長期の期間で計画、実施計画、プロジェクト並びに詳細な活動にする。
2. 指針、政策、法律、ラオス労働組合総会議決を、労働組合員、肉体労働者、他の労働者に教育研修、広報宣伝、広めて、広く吸収、理解させる。
3. 労働組合員、肉体労働者、他の労働者を団結させ絆を作り、彼らを競争運動に参加させ、総合的に自分を訓練し自己研磨するような条件を整えるように動員する。
4. 関連する法律の作成、並びにその整備を提案し、自分の責任範囲内において法律の下にある法令の承認審査とその施行宣言を出す。法律や規約あるいは全国ラオス労働組合総会の議決に合致しないところの下位レベルの労働組合連合会の議決、助言、通知、規約の実施に対してその破棄あるいは一時停止の宣言をする。
5. 自身のレベルにおける仕事補助のためのメカニズムの建設あるいは廃止について審査する。自身のレベルより下位の労働組合組織の建設あるいは廃止の許可を出す。各レベルの労働組合職員に対して、その養成、研修などを受けさせて実力をつけさせる。理論、労働組合業務の専門の向上を行う。
6. 自身の責任範囲において、労働単位における労働者代表の任命に対する承認
7. 諮問会議に出席し労働組合員、肉体労働者その他の労働者の正当な権利と利益に関連する問題を三者における共同実施メカニズムに沿って解決する。
8. 統計の収集、行動を追跡し正当な権利と利益を守るために、国内外にいる労働組合員に対して労働組合員カードを発行する。
9. 自身の管轄にある労働単位において、労働環境状況を追跡し、労働組合代表者、他の労働者の意見や考えと希望を聞き、共同で労働契約を作る。

10. 生産グループ、専門職グループにおいて、制度外労働者に対して基礎的な労働組合組織設立のキャンペーンを行い、促進する。

11. 肉体労働者その他の労働者に対しての職能開発研修、ニュース情報の提供と労働安全に関する知識を与える研修の促進、支援に貢献する。

12. 労働組合の組織と業務活動を強固にするために、法律に合致した正しい収入源を作り、その収入を管理し運用する。

13. 国会、県人民会議の活動業務と国会、県人民会議議員の業務活動のモニタリング調査、検査に参加する。

14. 友好国の労働組合組織機関、海外機関、国内外の非政府組織と関係協力する。

15. 全国の労働組合の活動を総括し、定期的に関係する上層部に対して報告する。

16. 法律に規定されているように権利を施行し、他の義務を実行する。

第 13 条（改定）省ラオス労働組合連合会、機関、県ラオス労働組合連合会、首都ラオス労働組合連合会の権利と義務

1. 短期、中期、長期の期間において、計画、プロジェクト、活動にするために、党の議決、地方と機関の社会-経済開発計画、上層部の労働組合の議決を調査し、末端部に理解、浸透させる。
2. 指針、政策、法律、ラオス労働組合総会議決を、労働組合員、肉体労働者、他の労働者に教育研修、広報宣伝、普及、広く吸収、理解させる。
3. 労働組合員、肉体労働者、他の労働者を団結させ絆を作り、彼らを競争運動に参加させ、総合的に自分を訓練し自己研磨するような条件を整えるように動員する。
4. 自身のレベルにおける業務補助メカニズムの建設あるいは廃止の提案をする。自身より下位に位置する労働組合組織の建設あるいは廃止を提案する。労働組合職員の養成と、研修などを受けさせて養育する。労働組合業務の理論と知識の向上を行う。
5. 自身の責任範囲において、労働単位における労働者代表の任命を承認する。
6. 諮問会議に参加する。3 者原則の共同実施メカニズムに沿って、労働組合員、肉体労働者その他の労働者の正当な権利と利益に関連する問題を解決する。
7. 統計の収集、行動を追跡し正当な権利と利益を守るために、国内外にいる労働組合員に対して労働組合員カードを発行する。
8. 自身の管轄にある労働単位において、労働環境状況を追跡し、労働組合代表者、他の労働者の意見並びに考えと希望を聞き、共同で労働契約を作る。

労働組合法

9. 生産グループ、専門職グループにおいて、制度外労働者に対して基礎的な労働組合組織設立のキャンペーンを行い、そして促進する。
10. 他の労働者に対しての職能開発研修、ニュース情報の提供と労働安全に関する知識を与える研修の促進、支援に貢献する。
11. 労働組合の組織と業務活動を強固にするために、法律に合致した正しい収入源を作り、その収入を管理並びに運用する。
12. 国会、県人民会議の活動業務と国会、県人民会議議員の業務活動のモニタリング調査、検査に参加する。
13. 友好国の労働組合組織機関、海外機関、国内外の非政府組織と関係協力する。
14. 定期的に全国の労働組合の活動を総括し、関係する上層部に対して報告する。
15. 法律に規定されているように権利を施行し、他の義務を実行する。

第 14 条 (改正) 郡労働組合連合会、特別区 (テーサバーン) 労働組合連合会、特別市 (ナコーン) 労働組合連合会、大教育機関労働組合連合会、大工場労働組合連合会と大企業グループ労働組合連合会の権利と義務
郡労働組合連合会、特別区 (テーサバーン) 労働組合連合会、特別市 (ナコーン) 労働組合連合会、大教育労働組合連合会、大工場労働組合連合会と大企業グループ労働組合連合会の権利と義務は、以下の通りである。

1. 短期、中期、長期の期間において、計画、プロジェクト、活動にするために、党の議決、地方、省、機関の社会-経済開発計画、上層部の労働組合の議決を調査し、末端部に理解、浸透させる。
2. 指針、政策、法律、ラオス労働組合総会議決を、労働組合員、肉体労働者、他の労働者に教育研修、広報宣伝、広めて、広く吸収、理解させる。
3. 労働組合員、肉体労働者、他の労働者を団結させ絆を作り、彼らを競争運動に参加させ、総合的に自分を訓練し自己研磨するような条件を整えるように動員する。
4. 自身のレベルにおける業務補助メカニズムの建設あるいは廃止の提案をする。自身より下位に位置する労働組合組織の建設あるいは廃止を提案する。労働組合職員の養成と、研修などを受けさせて養育する。労働組合業務の理論と知識の向上を行う。
5. 自身の責任範囲において、労働単位における労働者代表の任命を承認する。
6. 統計の収集、自分の責任範囲において、労働組合員に対して労働組合員カードを発行する。

7. 自身の管轄にある労働単位において、労働環境状況を追跡し、労働組合代表者、他の労働者の意見考えと希望を聞き、共同で労働契約を作る。
8. 諮問会議に参加する。労働組合員、肉体労働者と他の労働者の正当な権利と利益に関連する問題を解決するために他の関連機関と共同実施する。
9. 生産グループ、専門職グループにおいて、制度外労働者に対して基礎的な労働組合組織設立のキャンペーンを行い、そして促進する。
10. 労働組合業務に関する知識を与える研修を行う。労働技能開発研修業務に貢献する。ニュース情報と労働安全を労働組合員、肉体労働者と他の労働者に提供する。
11. 労働組合の組織と業務活動を強固にするために、法律に合致した正しい収入源を作り、その収入を管理並びに運用する。
12. 定期的に全国の労働組合の活動を総括し、関係する上層部に対して報告する。
13. 法律に規定されているように権利を施行し、他の義務を実行する。

第 15 条 (訂正) 基礎的な労働組合の権利と義務
基礎的な労働組合は、以下の権利と義務を有する。

1. 研修教育、団結して絆を作る、労働組織の労働組合員、肉体労働者と他の労働者を動員して、政策方針、憲法、法律と労働組織の規則を実施させる。
2. 組織の建設と整備の提案をする。労働組合員の数を増やし、労働組合連合会の規則に沿って共同体として活動を実施し、会費を払うように組合員を指導する。
3. 肉体労働者と他の労働者を代表して、集団交渉を行い、集団契約を結び、労働組織内の規則を改善する。
4. 専門性のある義務の実施に関連するラオス労働組合の競争運動を実施、指導する適切な形態と方法によって、短期中期長期における労働単位の計画を実施する。
5. 統計を取り、自分の労働組織内の労働組合員カードを管理する。
6. 労働組合員、肉体労働者と他の労働者に対する、政策、社会福祉、最低賃金の実施の追跡調査、検査、促進において関係部門と合同実施を行う。
7. 労働組織における労働組合員、労働者に対して情報提供と安全研修について貢献する。
8. 労働単位の労働組合員、肉体労働者と他の労働者の斡旋、調停、正当な権利と利益に関する紛争に、代理として参加する。
9. 定期的に自分の業務を総括して、上層部に報告する。

10. 法律の中での規定に従って、権利の施行と他の義務の実施を行う。

第3章

執行委員会の構成

第16条（改正）ラオス労働組合連合会の執行委員会の構成各レベルにおけるラオス労働組合連合会執行委員会の構成は、以下の如くである。

- 執行委員会議長
- 執行委員会副議長
- 執行委員会の検査議長
- 執行委員会理事

ラオス労働組合連合会の執行委員会は、専従職員と各レベルの総会で選挙されて選ばれた半兼任の職員により構成される。必要な場合は、党委員会あるいは本人が所属しているところの行政委員会の任命に沿って、執行委員会メンバー全員参加による会議で承認することができる。

第17条（改正）執行委員会議長の権利と義務

ラオス労働組合連合会執行委員会議長の権利と義務は、以下の通りである。

1. 自身のレベルにおける総会の議決拡大実施において直接それを指導しリードし、2つの総会会期の間の全部の実施計画と総合的活動計画を承認合意する。
2. 全体での統一合意を基本として、自身の責任範囲においてラオス労働組合連合会内の重要な業務の問題に合意する。
3. 必要性が見いだせるラオス労働組合連合の業務と党-政府機関、ラオス建国戦線と自身のレベルと同じ位置にある他の大衆組織機関にとって重要な他の業務を、共同で実施、諮問する。
4. 通常会議と臨時会議の総会議長として、これに合意し招集する。
5. 自身のレベルの労働組合連合における国内外での業務活動を促進、追跡調査し検査する。
6. 労働組合員、肉体労働者や他の労働者に対する政策の実施に際して、党や政府組織に対して、養成、養育、昇進、給料ランクの変更、表彰あるいは懲罰などの彼らの正当な権利や利益に関連する意見や考えを述べる。
7. 定期的に労働組合業務の総合的な状況をまとめ、執行委員会と直近の上層部に報告する。
8. 法律の中での規定に従って、権利の施行と他の義務の実施を行う。

第18条（改正）執行委員会副議長の権利と義務

ラオス労働組合連合会執行委員会副議長の権利と義務は、以下の通りである。

1. 自身のレベルの執行委員会議長からの委譲に従って一部の業務を深くコミットして指揮し、リーダーシップをとることに責任を持つ。
2. 労働組合の義務である業務を実施する、あるいは、関係する他の業務を実施するにおいて、自身のレベルにいる執行委員議長に対して、アドバイス、援助する意見を言う。
3. 議長が多忙、あるいは業務を委譲された場合は、自身のレベルのラオス労働組合連合会執行委員議長の代理をする。
4. 法律の中で定められた権利を施行し、他の義務を遂行する。

第19条（新）執行委員の権利と義務

ラオス労働組合連合会執行委員の権利と義務は、以下の如くである。

1. 自身のレベルの執行委員からの委譲に沿って、何れかの業務を深く責任を持って行う。
2. 会議に出席し、アドバイスをし、意見を述べ、自身のレベルと下位のレベルの労働組合業務に関する色々重要な問題の承認をする。
3. 法律の中で定められた権利を施行し、他の義務を遂行する。

第4章

労働組合員

第20条（改正）労働組合員

労働組合員とは、政府や党の機関、ラオス建国戦線、大衆組織機関に所属する職員-公務員、学生、インテリ、と労働組織に所属する肉体労働者、他の労働者で労働組合に入り組合員として登録された個人のことである。

労働組合に入り組合員になる方法とプロセスは、ラオス労働組合連合会の規則に規定されている。

第21条（改正）労働組合員の主な基準と条件

労働組合員の主な基準と条件は、以下の通りである。

1. 職員、公務員、学生、知識人、肉体労働者、制度内外の他の労働者、性別、民族、教育レベル、宗教、社会-経済面での地位は不問で、ラオス国籍を有する年齢18歳以上のもの。
2. 意識があり、労働組織の法律、規則を施行しラオス労働組合連合会の規則を実施することに同意し、労働組合業務活動に参加する。
3. 行動において道徳のある人物であり、実際の業務活動の中で訓練と修養を経て、義務とされる業務遂行において勤勉で責任感がある。
4. 自分自身が労働組合員になるという自発意識がある。

第22条（改正）労働組合員の権利と義務

労働組合員の有する権利と義務は、以下の通りである。

労働組合法

1. 政策方針、政府の憲法と法律を施行する中で、肉体労働者、他の労働者に宣伝キャンペーンを行い、その良き見本となる。
2. 労働組合活動の主体性を担い、基礎的な労働組合の中での政治生活に参加し、ラオス労働組合連合会の規則で定められた会費を払う。
3. 大衆組織機関と合法的な社会組織の業務活動に参加する。
4. 労働組合業務と他の業務に関して、自身の責任範囲内で、モニタリング調査、相談、提案、意見の陳述を行う。
5. 必要なニュース情報を得て、知識と能力レベルが向上される。
6. 自身のレベルの労働組合会議の重要業務に対しての合意のために、ラオス労働組合連合会の各レベルの指導職を選挙し、それに立候補する権利がある。
7. 自身の正当な権利と義務が犯された場合は、その権利と利益の保護をラオス労働組合連合会に訴えることができる。
8. 規則に従って、病気やケガと困難が生じた時は、自身のレベルの労働組合連合から療養を受ける特別待遇と援助が受けられる。
9. 自身の所属しているレベルの労働組合組織の改善、建設に参加し、一般大衆に対して広報キャンペーンを行い、組合員になるように勧誘する。
10. 自分自身が研修や修養を積んで、良き市民、知識と能力がある組合員になり、そして規律ある行動をする。
11. 法律の中で規定されている権利を施行し、その他の義務の実施に当たる。

第23条（改正）労働組合員の有益

労働組合員の有する主な有益については、以下のものがある。

1. 規則に沿って適切に、党組織、政府組織、ラオス建国戦線、大衆組織機関並びに労働単位内の職位に、昇進、配属、移動される。
2. 自分自身の正当な権利と利益保護に関するニュース情報サービスを受けることができる。
3. 法律内の規定に沿って、権利と利益面での紛争解決において援助を受ける。
4. 労働組合機関が実施するさまざまな活動に参加する。
5. 法律内での規定に沿って、利益と他の特別待遇政策を受けられる。

第5章

組織の建設と労働組合員の拡大

第24条（新）労働組織における労働組合組織の建設

10人以上の肉体労働者並びに他の労働者がいる労働組織、生産グループは、労働組合組織の建設が可能である。基礎的な労働組合の建設が不可能な場合は、部局の労働組合連合委員会あるいはその労働組織が所属している組織が推薦者になり、

法律とラオス労働組合連合の規則に沿って承認することにより、労働者に臨時に自分たちの代表を選挙で選ばせる。

第25条（新）労働組織における労働組合員の拡大

労働組合組織がまだ設立されていない労働単位並びに生産グループにおける労働組合員の拡大は、その労働単位の属している部局の労働組合連合会、その労働単位が属している組織、あるいはその労働単位の労働者代表が労働者に対して宣伝キャンペーンを実施し、労働組合員になるように勧誘する。

第6章

労働者の代表者

第26条（新）労働者の代表者

労働者の代表者は、この労働組合法第24条の中で規定されているように、労働者並びに労働組合組織により選挙で選ばれ、自分たちの正当な権利と利益を保護する個人あるいは法人である。

労働者の代表は、15日以内に、その労働組織が属する部局あるいは組織の労働組合連合会からの承認を得なければならない。その労働組織において労働組合組織が建設されると、労働者の代表はその義務を終了する。

第27条（新）労働者の代表が有する権利と義務

労働者の代表が有するその主な権利と義務は、以下の通りである。

1. 肉体労働者和其他の労働者を団結させ絆を構築し、研修と動員を行い専門業務の実施に向わせ、労働において規律を持たせる。
2. 集団交渉に参加、肉体労働者和其他の労働者を代表して集団労働契約を結び、労働単位内部の規則の構築と改善についての意見を陳述する。
3. 調停形式の紛争解決の斡旋、その紛争解決を斡旋できない場合は、労働者の代表は労働組合の上層部と関係組織に斡旋結果を報告する権利がある。
4. 最低労働賃金の実施、労働環境状況並びに自分の労働単位における肉体労働者和其他の労働者に対する社会保障制度実施に対するモニタリング調査の実施
5. 自分の労働単位における基礎的な労働組合設立キャンペーン運動の実施
6. 法律に沿って保護される。
7. 法律の中で規定されているように権利を施行し、他の義務を遂行する。

第III編

ラオス労働組合の会議

第28条ラオス労働組合の会議の種類

ラオス労働組合の会議には、以下の3つの種類がある。

1. 大会議
2. 通常会議
3. 臨時会議

第29条(改正) ラオス労働組合の大会議は、代表者大会議と労働組合員大会議を含む。

代表者大会議は、全国、県、首都、省あるいは機関、郡、特別区(テーサバーン)、特別市(ナコーン)の労働組合員代表が5年に1回集まり、そのレベルでの労働組合連合会の議長がこれを招集する。この代表者大会議の開催に先立って、ラオス労働組合連合会議長は、自身と同じレベルのラオス労働組合連合会執行委員会の委員と下位のラオス労働組合連合会執行委員会の委員に、6カ月前にその実施を伝えなければならない。

労働組合員の大会議は基礎的な労働組合大会議で、基礎的な労働組合の議長の招集により、開催に先立つ3カ月前に、その開催を組合員に伝えることによって、5年に1回実施される。必要な場合は、大会議の開催予定の日程を早める、あるいは遅らせることができるが、その開催を6カ月以上早める、あるいは遅らせてはならない、それと同時にその理由をラオス労働組合連合の上層部に報告並びに自身と同じレベルの労働組合執行委員会、下位の労働組合執行委員会に2カ月前に伝えなければならない。

第30条(改正) 大会議の有する権利と義務

大会議は、以下の権利と義務を有する。

1. 自身の指導期間中におけるラオス労働組合連合会執行委員会の政治面の報告書の研究審査と承認
2. 自身のレベルでの短期並びに長期での労働組合業務開発戦略計画の承認
3. 全国労働組合代表大会議は、ラオス労働組合連合会の競争項目内の内容の改善、並びにラオス労働組合連合会の規則改善を研究審査し、承認する。
4. 自身のレベルにおいて、ラオス労働組合連合会執行委員会の政治生活を送る。
5. 労働組合連合会執行委員会の選挙をする。そして自身のレベルの代表者を選挙で選び、自身の直接上位にある大会議に出席させる。
6. 議長選挙、副執行委員長並びに自身のレベルの労働組合業務検査議長を決める選挙に関して、初めて主催される全員参加の執行委員会会議における結果を審査し、承認する。
7. 自身のレベルにあるラオス労働組合連合会大会議の議決を承認する。

第31条 通常会議

全員参加によるラオス労働組合連合会執行委員会通常会議は、そのレベルの労働組合連合会議長の招集により、年に1回開催される。全員出席の年次委員会の開催に当たって議長は、自身のレベルでの執行委員会と下位の労働組合連合会に、3カ月前にその開催を伝える。通常会議は、少なくとも執行委員会の3分の2の出席をもって会議を実施することが可能となる。

第32条(改正) 通常会議の権利と義務

全員参加によるラオス労働組合連合会執行委員会通常会議は、以下に述べる権利と義務を有する。

1. 自身のレベルにおけるラオス労働組合連合会の業務活動総括書、経済状況総括書、年間予算総括書並びに来年にかけての業務義務方針総括書を研究し、承認する。
2. 提案に沿ってあるいは議長委員会からの指摘(もしあれば)に沿って、重要な業務の内容を調査して、それに対してコメントする。
3. 自身のレベルでの労働組合連合会執行委員会の年次業務指揮を調査するために、政治生活を送る。
4. 自身のレベルでの執行委員会メンバーの欠員に対して、追加任命の選挙あるいはその採択承認を行う。
5. 自身のレベルでの労働組合連合会の業務マネジメントにおいて、さまざまな重要な問題に対して合意する。
6. 自身のレベルでの全員参加による労働組合連合会執行委員会会議の議決の採択承認をする。

第33条 臨時会議

臨時会議は、議長委員会あるいは執行委員会メンバー最低4分の1の提案に沿って、重要な問題、必要な問題、緊急問題を審査するために、2つの通常会議の間に開催され、このレベルの労働組合連合会議長によって会議が招集され、執行委員会メンバー最低3分の2の参加によりこの会議の実施が可能となる。

第34条 会議の議決

大会議、通常会議並びに臨時会議の議決は、前述された会議内容を会議出席者から採択承認することである。会議の議決は、会議出席代表者の過半数の賛成をもって有効とする。

第IV編

労働組合業務に対する政府と労働組織の責任

第35条(新) 労働組合業務に対する政府と労働組織の責任
政府は、労働組合業務に対して、以下の責任を有する。

1. 自身の使命と義務に沿って、労働組合組織が建設され、そして活動するための条件の整備と支援を行う。
2. ラオス労働組合連合会の業務活動の規律と原則を尊重する。

労働組合法

- 自身のレベルでの労働組合執行委員会選挙の結果を知る。
- 国家の経済、社会-文化発展に貢献するに際して、労働組合員の役割拡大、独創的な考えを生むこと、主体性の拡大を支援する。
- 労働組合職員の義務の遂行に当たっては、必要な便宜を図る。例えば、予算、仕事場、会議室、機材、業務使用車両などを自身レベルの労働組合活動に供与する。

第36条（新）労働組合業務に対する労働組織の責任

労働組織は、労働組合業務に対して、以下のような責任を有する。

- 自身の役割と義務に沿って、労働組織において労働組合組織が建設され、そして活動するための条件の整備と支援を行う。
- 自身のレベルにおいての労働組合執行委員会あるいは労働者代表の選挙結果を知る。
- 自分自身の総合的成長のために、労働組合職員が理論と専門を調査勉強し、知識が向上するような条件を整備する。
- 労働組合業務の責任を持っている議長、副議長に対して、理事からの賛成と普通通りの満額労働賃金を受け取るにより、労働組合業務を適切な時間に許可を与える。
- 労働組合業務責任者の義務の遂行に当たっては、必要な便宜を図る。例えば、仕事場、会議室、機材、業務使用車両などを自身のレベルの労働組合活動に供与する。
- 国家並びに労働単位が経済、社会-文化発展に貢献するに際して、労働組合員の役割拡大、独創的な考えを生むこと、主体性の拡大を支援する。

第V編

ラオス労働組合の財務業務

第37条（改正）収入源

ラオス労働組合の収入源は、以下の通りである。

- 政府の予算
- 労働組合員の会費
- 労働組合員の共済基金
- 国内外の個人、法人、組織からの援助
- 合法的な他の収入

第38条（新）予算管理と予算の使用

予算を使うために、それと同時にその予算を管理し効果的、公明正大並びに監査が可能ないように使用するため、各レベルの労働組合連合会は、計画を挙げなければならない。

各レベルのラオス労働組合連合会は、収入-支出帳簿制度を実施して、法律の中で規定されているように関係部門に総括報告をする。

第39条（新）労働組合員の会費の管理とその使用

会費の管理とその使用については、ラオス労働組合連合会の規則に沿って実施する。

第40条（新）共済基金

共済基金は、病気やケガあるいは困難に直面した時にお互いが援助するためのもので、労働組合員の基金を充てる。

共済基金の管理とその使用については、別規約の中で規定されている。

第VI編

権利と利益面での紛争解決

第41条（新）権利と利益面での紛争

権利と利益面での紛争とは、肉体労働者あるいは他の労働者と労働力を使用する者間で生じる、労働契約実施の時の権利と利益問題に関する紛争である。

第42条（改正）権利と利益面での紛争の解決方法

労働単位における肉体労働者あるいは他の労働者と労働力を使用する者間に生じた権利と利益に関する紛争解決は、調停型の斡旋方法によって実施する。

労働単位における労働組合連合会あるいは労働者代表と労働力を使用する者により、調停型の斡旋が実施可能になる。

調停型の斡旋が実施不可能の場合は、法律内での規定に従って解決するために、紛争の相手側は関係機関に申し立てることが可能である。

第VII編

禁止事項

第43条（改正）執行委員会、労働組合員並びに労働者代表の禁止事項

執行委員会、労働組合員並びに労働者代表が以下の行為をすることを禁止する。

- 市民としての義務を遂行しない。関係部門から許可を受けずに、あるいは違法に、仕事をしない。又は労働契約を破棄する。
- 政府の職権を乱用する。労働組合員証を用い、違法な活動を行う。
- 指揮、動員、キャンペーンを行いグループ、集団を組織し、絆を分離させ、抗議集会あるいは騒乱を引き起こす。治安を乱し、労働組織も含めて、組織、生命、個人の健康、政府の財産、公共並びに個人に損害を与える。
- 法律違反となる他の行為

第44条(改正) 個人と他の組織の禁止事項

個人並びに他の組織の禁止事項は、以下の通りである。

1. 議長、副議長、検査議長あるいは委員の移動、労働契約破棄あるいは労働組合連合執行委員会の委員の理由なき解任並びに直近上位の労働組合連合会からの文章による同意なしで合同実施されない代替職位の任命
2. ラオス労働組合連合会中央からの許可を得ないでの、ラオス労働組合連合会の徽章、デザイン、印鑑の贋造、生産、販売あるいは使用
3. 労働組合員、肉体労働者並びに他の労働者の正当な権利と利益を犯すこと。職務乱用、横領、騙してラオス労働組合連合会の財産を自分の所有とする。
4. 違法な他の行為

第VIII編

ラオス労働組合業務の検査

第45条(新) ラオス労働組合業務の検査

ラオス労働組合業務の検査とは、組合組織の活動がある組織並びに労働単位における、ラオス労働組合連合会の大会議の議決、法律、規則並びに規約などの実施を評価するものであり、自分のレベルとその下位にある執行委員会、労働組合職員、労働組合員の義務の遂行、役割と責任について検査する。

第46条(改正) ラオス労働組合の業務検査委員会

ラオス労働組合の業務検査委員会は、ラオス労働組合連合会の組織メカニズム構成の中にある。

各レベルのラオス労働組合の業務検査委員会の任期は、同じレベルのラオス労働組合連合会執行委員会の任期と同じで、検査議長は、同じレベルでの執行委員会会議における最初のセッションで行われる選挙により選ばれる。副議長並びに検査委員会委員は、そのレベルでの労働組合連合会議長がその任命と解任を行う。

第47条(改正) ラオス労働組合の業務検査委員会の権利と義務

ラオス労働組合の業務検査委員会は、以下の権利と義務を有する。

1. 検査業務を調査、拡大し、計画、法律、実施計画、自分のレベルにおける業務検査プロジェクトにする。
2. 政策方針、法律の施行と労働組合業務に関する条約と国際協定の実施について検査する。
3. 同じレベル並びに下位レベルの労働組合の組織と業務活動を総合的に検査する。

4. 労働組合連合会議長委員会に対して、法律に違反する上層部の議決、命令に違反する下位の労働組合の法令についての一時的停止あるいは破棄の審査を申し立てる。
5. 自身の責任範囲に沿って業務で定められた義務を実施するために、自分と同じレベルの党検査委員会、政府検査委員会、ラオス建国戦線、他の大衆機関と合同実施をする。
6. 自分の行った検査の結果に対して、その問題解決方法と処置を提言する。
7. 法律の中で規定されているように権利を行使し、他の義務を遂行する。

第48条(新) 検査内容

ラオス労働組合の業務検査内容は、以下の通りである。

1. 使命、権利、義務、責任に沿って義務の実施を検査する、並びに自分と同じレベルと下位レベルの執行委員会、労働組合職員、労働組合員の仕事方法モデルを検査する。
2. 政府の法律施行、会議決議の実施、ラオス労働組合連合会の規則の実施について検査する。
3. 自身のレベルにおける執行委員会の原則と仕事方法モデルの実施について検査する。
4. 政策作成、政策管理、政策使用、政策実施、労働組合員、肉体労働者並びに他の労働者の正当な権利と義務の保護についての検査
5. 自身のレベル並びに下位レベルの労働組合連合会の共済基金を含めて財産財政の管理と使用状況の検査をする。

第49条 検査方法

労働組合業務検査方法は、以下の通りである。

1. 業務計画に沿った通常検査で、これは、計画に沿って行われる検査で、各レベル検査委員会の決めた確実な時間に行われる。
2. 事前に検査の時間を通知し、検査を受ける側に事前にその目標を伝え、検査委員会の合意事項、命令、アドバイス並びに各レベルのラオス労働組合連合会の提案に沿って行われる検査である。
3. 急に実施される検査で、検査を受ける側に事前にその目標を伝えないで緊急になされる検査である。

第IX編

設立日、記号、制印並びに印鑑

第50条(改正) ラオス労働組合連合会の設立日

ラオス労働組合連合会の設立日は、1956年5月1日である。毎年、前述した日に、各レベルのラオス労働組合連合会は、設立記念日の祝賀を行う。

労働組合法

第 51 条（改正）ラオス労働組合連合会の記号

ラオス労働組合連合会は、連合会独自の記号、徽章並びに勝利の旗があり、内容の意味、管理と使用は別規約の中で規定されている。

第 52 条（新）ラオス労働組合連合会の制服

ラオス労働組合連合会は連合会独自の制服があり、別規約の中でその様式、管理そして使用が規定されている。

第 53 条（改正）印鑑

政府の業務活動において使用するために、ラオス労働組合連合会の各レベルにおいて独自の印鑑がある。

第X編

功労者に対する優遇措置政策と違反者に対する処置

第 54 条 功労者に対する優遇措置政策

この労働組合法の施行において優秀な功績を挙げた個人、法人あるいは組織は、規定に沿って称賛あるいは他の優遇措置政策を受ける。

第 55 条 違反者に対する処置

この労働組合法に違反した個人、法人あるいは組織は、自分が起こした損害に対する賠償費の支払いを含め、その軽重に沿って研修教育、警告、懲戒あるいは処罰の処置を受ける。

第X編

最終規定

第 56 条（改正）組織と実施

ラオス人民民主共和国政府並びにラオス労働組合連合会が、この労働組合法の施行を行う。

第 57 条（改正）発効

この労働組合法は、ラオス人民民主共和国大統領がその使用宣言令を公布して政府通達文書に載ってから 15 日が経過した後有効となる。

この労働組合法は、2007 年 12 月 25 日付書類番号 12/ソーポーソー労働組合に関する法律に替わるものとする。

この法律に抵触するすべての制限事項、法律の規定並びに条項は、破棄される。

国会議長

パニー ヤートトウ